

# 事務所利用規程

平成17年4月22日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会の事務所を有効に利用するために定める。

(場所)

第2条 所在地 秋田市南通亀の町6-9 シティーガーデン南通I 101

(利用者)

第3条 臨床検査技師会活動のために使用する会員またはその同伴者とする。

(利用申込み)

第4条 利用者は事務局に以下の項目を告げ、利用許可を受ける。

代表者氏名、施設名、日時、利用人数、利用目的

(利用規則)

第5条 利用者は以下の規則を守らなければならない。

- (1) 事務所内の備品は全て使用可能とする。ただし毀損、汚損、紛失させた場合は速やかに事務局に報告し、損害金額を負担しなければならない。
- (2) 使用後のテーブル、椅子等は、使用前の現状に戻さなければならない。
- (3) ゴミは持ち帰りを原則とする。
- (4) 室内は禁煙とする。
- (5) 近隣の迷惑になるような行為は禁止とする。
- (6) 使用後は確実に施錠し、鍵を事務局へ返却する。
- (7) 火気の取り扱いには十分に注意し、安全管理に努めなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃することができない。

附 則

この規程は、平成17年5月28日より施行する。

2 平成18年6月16日変更

平成26年12月21日変更

平成30年4月1日変更

この規程は令和2年7月13日より施行する。

事務所利用規程 新旧対照表

句読点の変更及び半角・全角の変更等の軽微なものは記載しない

新	旧	備考欄
<p>(規程の改廃)</p> <p>第6条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃することができない。</p>	<p>(規程の撤廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は理事会の決定を得なければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年5月28日より施行する。</p> <p>平成18年6月16日変更</p> <p>平成26年12月21日変更</p> <p><u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この規程は平成17年5月28日より施行する。</p> <p>平成18年6月16日変更</p> <p>平成26年12月21日変更</p>	<p>(追加)</p>